

令和7年度 八王子市立第五中学校 生活指導基本方針

1 基本方針

- (1) 生活指導は、生徒一人ひとりが自立し、社会の一員として健全に成長することを目指す。
- (2) 全教職員が共通理解を持ち、組織的・継続的に取り組むことで、生徒の豊かな人間性の育成を図る。

2 目指す生徒像

【人・地球との共生】(徳)

- 互いのよさを尊重し、思いやりのある生徒
- 目標達成のために、他者と協力できる生徒
- 社会への関心を持ち、貢献しようとする生徒
- 挨拶、適切な言葉遣い、良好な人間関係を築く生徒

【未来社会への知性】(知)

- 将来の夢を描き、ひたむきに努力できる生徒
- 知的好奇心、探求心を持ち課題解決できる生徒
- 論理的に思考し、自分の言葉で表現できる生徒
- 創造性豊かで、多様な発想を導き出せる生徒

【心身共に健康】(体)

- 心身の健康を保ち、忍耐強く行動できる生徒
- 役割を自覚し、責任ある行動がとれる生徒
- 社会性を確立し、自立した生活を送れる生徒
- まじめさや正義感、規範意識を身につけた生徒

3 指導の重点

(1) 基本的生活習慣の確立

- ① あいさつ・返事・言葉づかいの徹底
- ② 時間を守る(着席チャイム)、忘れ物をしない、清潔な身だしなみの指導
- ③ 登下校のマナー、安全確認の徹底

(2) 人間関係の構築

- ① いじめ・差別のない、安全・安心な学級・学校づくり
- ② 互いを認め合う関係づくり
- ③ トラブル対応は早期発見・早期対応・再発防止

(3) SNS・スマートフォンの適切な活用

- ① 情報モラル教育の充実
- ② ネットトラブルの予防・啓発指導
- ③ 保護者と連携したルール作り

(4) 問題行動への対応

- ① 指導と支援のバランスをとった対応
- ② 教職員・保護者・関係機関との連携による継続的支援
- ③ 生徒の背景や心情に寄り添った対応

4 指導体制の確立

- (1) 学年・学級担任を中心とした「チームとしての指導」
- (2) 教職員間での情報共有と統一的な指導

5 いじめ防止等の取組

- (1) 常設の学校いじめ対策委員会を週1回以上実施し、いじめ防止対策推進法を遵守した対応を行う。また週1回以上の情報共有の時間では生徒の状況や対応記録の作成など共通理解を図り、教員が一人で抱えない体制づくりをめざす。
- (2) 年4回のいじめに関するアンケートの実施と聞き取り、管理職報告を徹底し、いじめを見逃さない体制を継続するとともに、楽しい学校生活を送るためのアンケート(Q-U)の調査結果を全教員で分析し、生徒一人ひとりへの対応について共通理解を図る。
- (3) 6月に八王子市いのちの大切さを共に考える日を設定し、全校朝礼での校長講話と道徳科における生命の尊重をテーマとし、生徒一人ひとりが命の連続性や有限性について考えを深められる取り組みを行う。

6 家庭・地域との連携

- (1) 保護者との連絡・相談体制の整備
- (2) 地域との協働による安全・安心な環境づくり
- (3) PTA や地域ボランティアとの連携活動の推進